

令和 8 年 度

山形市立第五中学校同窓会 総 会

次 第

1 同窓会長あいさつ 高橋 一夫 同窓会長

2 総会関係資料

- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1) 令和 7 年度の事業報告と収支決算について | …… 資料 1 ・ 2 |
| (2) 令和 8 年度の同窓会役員体制等について | …… 資料 3 |
| (3) 令和 8 年度の総会等の開催運営について | …… 資料 4 |
| (4) 令和 8 年度の事業計画及び収支予算について | …… 資料 5 ・ 6 |
| (5) 母校全国大会等出場部への激励金支給基準 | …… 資料 7 |
| (6) 山形市立第五中学校同窓会慶弔規程 | …… 資料 8 |
| (7) 山形市立第五中学校同窓会会則 | …… 資料 9 |

令和 8 年 7 月

山形市立第五中学校同窓会

令和8年度 山形市立第五中学校同窓会 総会

1 同窓会長あいさつ 高橋 一夫 同窓会長

山形市立第五中学校同窓会の諸先輩をはじめ同窓会会員の皆様方には、日頃より山形五中同窓会の活動へ格別のご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本同窓会では、年度当初の幹事会及び評議委員会において、昨年度の事業報告及び収支決算、並びに、今年度の事業計画及び収支予算、加えて、総会開催の方法などについて、厳正なご審議のうえご可決をいただきましたことを先ずもってご報告いたします。

また、6月24日に開催された幹事会には、今年4月に母校山形五中に新たに着任された庄司雅和校長先生と飯野明史教頭先生にもご出席いただきました。庄司校長先生からは、山形五中に長年受け継がれてきた「希望で登校、感謝で下校」という言葉を今も昇降口に掲げて生徒たちを温かく見守っていることなど、卒業生が懐かしくも大変に嬉しくなるご挨拶を頂戴いたしました。この場を借りて心より御礼を申し上げます。

昨今、中学校における部活動の地域展開（移行）が進められており、いろいろと不安な面もあるのではないかと推察いたします。しかしながら、昨年度、山形五中ソフトボール部が県大会で優勝して、初めて全国大会に出場するなど五中生の皆さんは大いに活躍されています。学校から状況の変化などについていろいろとお聞きしながら、引き続き、母校山形五中の部活動を応援できればと思います。

部活動だけではなく、山形五中同窓会としては、会員の皆様や多くの方々にできる限りタイムリーな情報提供に努めながら、母校への愛着を一層深めていただき、今後とも、山形五中への熱いエールをさまざまな形で届けられますように、皆様方から特段のお力添えを心からお願い申し上げ、山形市立第五中学校同窓会長のごあいさつといたします。

山形市第五中学校同窓会長 高橋 一夫

令和7年度 山形市立第五中学校同窓会事業報告

月	日	曜	活 動 内 容 等	備 考
6	23	月	第1回幹事会	前年度の事業報告・収支決算 今年度の事業計画・収支予算 その他の関連する事項などについて審議
7	15	火	第1回評議委員会	文書による幹事会の報告と意見の聴取
8	25	月	同窓会総会	山形五中同窓会ホームページ上での開催
10	31	金	創立記念式	同窓会会長が来賓参列・祝辞
2	18	水	第2回幹事会	今年度の事業・予算執行の状況報告 次年度の事業・予算などへの意見聴取 その他の関連する事項などについて審議
2	18	水	第2回評議委員会	同上（幹事会との合同開催）
3	12	木	同窓会入会式	入会式の運営・母校卒業生への説明
3	23	月	会計監査	

1 東北大会・全国大会に出場する母校生徒の激励金贈呈

- ・ 柔道部の個人、陸上部の男子低学年リレー及び男子 3,000m は、東北大会に出場
- ・ 女子ソフトボール部は、全国大会に出場
- ・ 駅伝（男子）は、東北大会に出場

2 母校の功績者への慶弔

- ・ 第46代PTA会長及び第51代PTA会長の逝去に伴う慶弔対応

3 母校学校運営協議会へ同窓会代表者の参画

- ・ 長岡尚志幹事が同窓会の代表として、母校学校運営協議会に2回出席

4 同窓会ホームページのリニューアル

5 同窓会の各卒業学年評議委員の登録を推進

令和7年度 山形市立第五中学校同窓会収支決算書

◆収入の部

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較	備 考
1 会 費	181,000 円	181,000 円	0 円	卒業生入会金（181 名×1,000 円）
2 繰 越 金	564,786 円	564,786 円	0 円	周年記念事業への対応を含む
3 雑 収 入	200 円	861 円	661 円	
合 計	745,986 円	746,647 円	661 円	

◆支出の部

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較	備 考
1 諸大会激励金	100,000 円	95,000 円	△ 5,000 円	東北・全国大会出場激励金
2 事 務 費	20,000 円	11,704 円	△ 8,296 円	用紙代・HP 管理運営費など
3 慶 弔 費	20,000 円	20,000 円	0 円	
4 雑 費	2,000 円	0 円	△ 2,000 円	
合 計	142,000 円	126,704 円	△15,296 円	

○ 収入の部	決算額 合計	746,647 円	
○ 支出の部	決算額 合計	126,704 円	
	差 引 額	619,943 円	残額は次年度へ繰越す

会 計 監 査 報 告

山形市立第五中学校同窓会の収支決算書について、預金通帳、領収書など支出関係の書類を閲覧し、厳正に監査した結果、その内容が適正かつ正確であると認めます。

令和8年3月23日

山形市立第五中学校同窓会 監 事 太 田 貞 雄
監 事 山 川 美 喜 子

※ 本資料では、自著及び印影を省略していますが、原本は同窓会事務局で保管しています。

令和 8 年度 山形市立第五中学校同窓会役員

会 長 高 橋 一 夫

副 会 長 太 田 貞 雄

副 会 長 佐 藤 幸 蔵

幹 事 長 安 達 均

会 計 幹 事 長 岡 尚 志

監 事 羽 田 淳 子

監 事 山 川 美喜子

幹 事 山 口 博

幹 事 鈴 木 譲 一

幹 事 武 田 聡

※ 学校運営協議会における同窓会代表者については、任期 2 年（令和 8 ・ 9 年度）として、長岡 尚志 会計幹事 を選出

令和８年度 山形市立第五中学校同窓会総会等の開催運営について（案）

1 協議内容

令和８年度における総会の開催については、昨年度と同様の取扱いとし、幹事会及び評議委員会における審議経過及び意見等を踏まえた総会資料を作成するとともに、山形市立第五中学校同窓会ホームページで当該資料を広く会員に周知して意見を求めることにより総会の開催とする。

また、令和８年度の評議委員会の開催については、文書等により意見を聴取することを基本とした運営とする。

2 協議理由

これまでの幹事会及び評議委員会における議論や意見に基づく開催方法であること。また、現時点で参集型の総会とした場合における会員出席者数は未知数で寡少となることも懸念され、加えて、同窓会活動を広く周知するとともに、広く意見を求めることができる効率的かつ効果的な方法であること。

3 その他

同窓会会則第９条第３項第４号に定める「その他本会の運営に関すること」に基づき幹事会で協議するものである。

令和8年度 山形市立第五中学校同窓会事業計画（案）

月	日	曜	活 動 内 容 等	備 考
6	24	水	第1回幹事会	前年度の事業報告・収支決算 今年度の事業計画・収支予算 その他の関連する事項などについて審議
7	15	水	第1回評議委員会	文書による幹事会の報告と意見聴取
7			同窓会総会	山形五中同窓会ホームページ上での開催
10	30	金	創立記念式	同窓会会長が来賓参列・祝辞
2			第2回幹事会	今年度の事業・予算執行の状況報告 次年度の事業・予算などへの意見聴取 次年度の役員体制、その他の事項について審議
2			第2回評議委員会	文書による幹事会の報告と意見聴取
3	12	金	同窓会入会式	入会式の運営・母校卒業生への説明
3			会計監査	

- 1 東北大会・全国大会に出場する母校生徒への激励金贈呈
- 2 山形市立第五中学校の功績者への慶弔
- 3 山形市立第五中学校学校運営協議会に同窓会代表者の参画
- 4 同窓会ホームページによる充実した会員等への情報提供
- 5 同窓会の安定的な運営に資する各卒業学年評議委員の登録を推進

令和8年度 山形市立第五中学校同窓会収支予算書(案)

◆収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
1 会 費	138,000 円	181,000 円	△43,000 円	卒業生入会金（138 名×1,000 円）
2 繰 越 金	619,943 円	564,786 円	55,157 円	周年記念事業への対応を含む
3 雑 収 入	800 円	200 円	600 円	
合 計	758,743 円	745,986 円	12,757 円	

◆支出の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
1 諸大会激励金	100,000 円	100,000 円	0 円	東北・全国大会出場激励金
2 事 務 費	20,000 円	20,000 円	0 円	用紙代、HP 管理運営費など
3 慶 弔 費	20,000 円	20,000 円	0 円	
4 雑 費	2,000 円	2,000 円	0 円	
合 計	142,000 円	142,000 円	0 円	

○ 収入の部 予算額 合計 7 5 8, 7 4 3 円

○ 支出の部 予算額 合計 1 4 2, 0 0 0 円

差 引 額 6 1 6, 7 4 3 円 （残額は次年度へ繰越す）

山形市立第五中学校同窓会「母校全国大会等出場部への激励金」支給基準

令和7年4月1日 制定

第1条 山形市立第五中学校同窓会「母校全国大会等出場部への激励金」支給基準は、母校の生徒が全国大会や東北大会等へ出場した場合において、激励金を支給することに関して必要な事項を規定することを目的とする。

第2条 前条に定める全国大会等出場部への激励金を支給する金額は、次のとおりとし、同窓会長の決定するところにより贈呈するものとする。

- (1) 個人として出場する場合 5,000円
- (2) 団体として出場する場合 30,000円

第3条 前条に定める事項により難い場合にあっては、別途、同窓会幹事会等で審議するものとする。

(その他運用に関する留意事項)

- 1 母校と連携を図りながら、激励金の事例を積み上げて、今後の激励金のあり方などについて検証していくこととする。
- 2 体育部だけではなく、文化部への対応（文部科学大臣賞など）についても十分に検証していくこととする。
- 3 中学校における部活動の環境の変化などについても母校の意見を聞きながら検討して対応していくこととする。
- 4 駅伝部については、山形市立第五中学校の生徒だけで構成されており、また、母校の名前を冠したチーム名で大会に出場登録しており、当該支給基準における部と同等の取り扱いとする。

山形市立第五中学校同窓会慶弔規程

令和7年4月1日 制定

第1条 山形市立第五中学校同窓会慶弔規程は、母校の振興、本同窓会の発展等において、特に功績があったと認められる者を対象として、慶弔見舞いに関して必要な事項を規定することを目的とする。

第2条 前条に定める慶弔見舞いについては、次に定める事項について示す基準に基づいて、同窓会長の決定するところにより贈呈するものとする。

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (1) 歴代の同窓会長が死亡した場合 | 慶弔金 10,000 円 |
| (2) 歴代の学校長が死亡した場合 | 慶弔金 10,000 円 |
| (3) その他前各号と同等又は相当とされた場合 | 同等又は相当の慶弔金 |

第3条 前条に定める事項により難しい場合にあっては、別途、同窓会幹事会等で審議するものとする。

(その他運用に関する留意事項)

- 1 母校と連携を図りながら、慶弔見舞いの事例を積み上げて、今後の慶弔見舞いのあり方などについて検証していくこととする。
- 2 慶弔見舞に関する社会情勢の変化などについても考慮しながら検討して対応していくこととする。

山形市立第五中学校同窓会会則

(名称)

第1条 本会は山形市立第五中学校同窓会（略称：山形五中同窓会）と称し、事務局を山形市立第五中学校に置く

(会員と特別会員)

第2条 本会は次の会員で組織する。但し、会員は本会則第10条第1項で定める入会金を納入するものとする

- 1 正会員 母校の卒業生及び母校に在学した人で希望する人
- 2 特別会員 母校教職員と旧教職員及び在学歴がなくとも活動に賛同する歴代PTA会長

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を深めると共に、母校の発展に寄与することを目的とする

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う

- 1 同窓会各会議の開催
- 2 母校の教育に協力するための事業
- 3 母校周年記念事業への協力
- 4 同窓会誌及び会員名簿を発行することができる
- 5 同窓会記念事業を実施することができる
- 6 その他必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 幹事長 1名
- 4 会計幹事 1名
- 5 監事 2名
- 6 幹事 若干名
- 7 評議委員 第9条第2項に定める者

(役員を選出)

第6条 各役員の選任は次のとおりとする

- 1 会長、副会長、幹事長、会計幹事及び監事は幹事の中から選出し、評議委員会の承認を得る
- 2 幹事
 - ① 評議委員会において委員より選出する
 - ② 第2条第2項に定める現教職員を代表し、学校長並びに学校長が選出する同窓会担当者とする
- 3 会長は、第2条に定める会員から本会に功績のあった若干名を顧問に委嘱できる

(役員任期)

第7条 各役員の任期は次のとおりとする

- 1 会長、副会長、幹事長、会計幹事及び監事は一期2年とし再任は二期までとする
- 2 幹事は、一期2年とし再任は妨げない
- 3 評議委員は一期2年とし再任は妨げない
- 4 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする
- 5 顧問は委嘱を受けた会長の任期と同一とする

(役員の任務)

第8条 各役員の任務は次のとおりとする

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理する
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する
- 3 幹事長は事業計画を立案し、幹事会及び評議委員会の審議を経て執行する
- 4 会計幹事は本会の会計任務を担う
- 5 監事は会計及び会務の監査任務を担う
- 6 幹事は本会会務の事業を審議具体化する
- 7 評議委員は、幹事会の付託事項を審議すると共に、本会発展に資する事項を提案する
- 8 顧問は会務について会長の諮問に応ずる

(会 議)

第9条 本会の会議は総会、評議委員会及び幹事会とする

- 1 総会は会長が招集し、年一回開催する。但し必要あるときは臨時総会を開催できる。開催連絡等は、本校ホームページに掲載し、参加希望者は「氏名、住所、電話番号、卒業年次」を明記して申し込み、評議委員会からの付託事項を審議する。議決は参加者の過半数とする
- 2 評議委員会
 - ① 委員会の構成 母校卒業生の歴代PTA会長並びに第2条第2項に定めるPTA会長、各学年同窓会代表幹事、生徒会長と副会長並びに各学年推薦者に可能な限り担っていただき、その構成委員とすると共に、第5条に定める役員を含めて評議委員会を構成する
 - ② 任務 幹事会からの付託事項を審議すると共に、幹事を選出する
- 3 幹事会は会長、副会長、幹事長、会計幹事、監事及び幹事で構成し、必要に応じて会長が招集。次の事項を審議し、議決は過半数による
 - ① 事業計画
 - ② 予算の審議及び決算の承認
 - ③ 役員の選出と承認
 - ④ その他本会の運営に関する事
 - ⑤ 会則及びこれに基づく諸規定の制定並びに改廃に関する事

(会 費)

第10条 会費は次の事項とする

- 1 本会入会に当たり、母校卒業時に1人1,000円の入会金を納入する
- 2 本会運営費として会員から会費を集めることができる
- 3 会員及び一般からの寄付を受けることができる

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

(収支決算)

第12条 本会の収支決算は、幹事会及び評議委員会の承認を得て、総会に報告する

(会則の改正)

第13条 この会則は幹事会、評議委員会及び総会の議決によって改廃することができる

【附記】

- 1 本会則は昭和27年3月14日より施行する
- 2 昭和62年改正
- 3 平成3年3月改正
- 4 平成29年3月改正
- 5 令和5年10月4日改正